

①-1	被災地の金融機関の安定のため、国による支援を行っています。	
施策の概要		予算措置
金融機能強化法の改正		-
施策の活用状況 (岩手県・宮城県・福島県)		施策の活用状況 (その他の地域)
○ 平成23年9月14日、金融機能強化法の震災特例に基づき、仙台銀行に対して国の資本参加を決定(同年9月30日に300億円の資本参加を実施) ○ 平成23年12月8日、金融機能強化法の震災特例に基づき、七十七銀行に対して国の資本参加を決定(同年12月28日に200億円の資本参加を実施) ○ 平成23年12月28日、金融機能強化法の震災特例(協同組織金融機関向け)に基づき、相双信用組合・いわき信用組合に対して資本参加を決定(平成24年1月18日に360億円の資本参加を実施) ○ 平成24年2月2日、金融機能強化法の震災特例(協同組織金融機関向け)に基づき、宮古信用金庫・気仙沼信用金庫・石巻信用金庫・あぶくま信用金庫に対して資本参加を決定(同年2月20日に630億円の資本参加を実施) (※)平成24年3月12日、東北銀行が金融機能強化法の活用について検討する旨を公表		○ 平成23年9月14日、金融機能強化法の震災特例に基づき、筑波銀行に対して国の資本参加を決定(同年9月30日に350億円の資本参加を実施) ○ 平成24年3月14日、金融機能強化法の震災特例に基づき、那須信用組合に対して国の資本参加を決定(同年3月30日に70億円の資本参加を実施)
問い合わせ先		
○金融庁監督局銀行第二課 TEL:03-3506-6000(内線3699))(月～金 9:30～18:15 祝日を除く) ○金融庁監督局総務課協同組織金融室 TEL:03-3506-6000(内線3307))(月～金 9:30～18:15 祝日を除く)		

①-2	被災地の金融機関の安定のため、国による支援を行っています。	
施策の概要		予算措置
信用事業再編強化法の改正		-
施策の活用状況 (岩手県・宮城県・福島県)		施策の活用状況 (その他の地域)
○平成24年2月2日、信用事業再編強化法の震災特例に基づき、大船渡市農協・ふたば農協・そうま農協に対する資本増強を決定(同年2月24日に30,350百万円の資本増強を実施) ○平成24年3月1日、信用事業再編強化法の震災特例に基づき、南三陸農協・いしのまき農協・仙台農協・名取岩沼農協・みやぎ亘理農協、宮城県漁協に対する資本増強を決定(同年3月23日に26,620百万円の資本増強を実施)		-
問い合わせ先		
○農林水産省経営局金融調整課 TEL:03-3501-3726(月～金 9:30～18:15 祝日を除く) ○水産庁漁政部水産経営課 TEL:03-3502-8416(月～金 9:30～18:15 祝日を除く)		